

せきしん事業者カードローンカード規定

1. カードの利用

せきしん事業者カードローンカード（以下「ローンカード」といいます）は当金庫の現金自動支払機（現金自動預入支払機を含みます。以下「支払機」といいます）を使用してカードローンの貸越を受ける場合（以下貸越を受けることを単に「払戻」といいます）、および支払機または当金庫本支店の窓口において、貸越金の随時返済をする場合に利用することができます。

2. 支払機による払戻し

(1) 支払機を利用して払戻すときは、支払機にローンカードを挿入し、届出の暗証と金額をボタンにより操作してください。この場合、払戻し請求書の提出は必要ありません。

(2) 支払機による払戻しは1千円単位とし、1回あたりの払戻し金額は、当金庫が定めた範囲内とします。

3. 随時のご返済

(1) 支払機を利用して随時のご返済をするときは、支払機にローンカードを挿入し、ボタンにより操作してください。

(2) 支払機による随時のご返済は1千円単位で、当金庫が定めた範囲内とします。

(3) 支払機を利用しないで随時の返済をするときは、当金庫本支店の窓口でローンカード提示することにより、ご返済できます。

4. 支払機故障時等の取扱い

(1) 停電、故障等により支払機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当金庫が定めた金額を限度として、当金庫本支店の窓口でローンカードにより払戻し、または返済することができます。

(2) 前項による取扱は、当金庫所定の用紙に氏名、金額を記入のうえ、ローンカードとともに提出してください。

5. カードの紛失、届出事項の変更等

(1) ローンカードを失ったとき、または氏名、暗証その他の届出事項に変更があったときは、ご本人から直ちに書面によってローンカード発行店に届出してください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) ローンカードを失った場合のローンカードの再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

6. 暗証照合等

(1) 支払機によりローンカードを確認し、支払機操作の際使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ払戻しをした場合には、ローンカードまたは暗証につき偽造、変造、盗用、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) 窓口においてローンカード及び暗証番号を確認のうえ、払戻した場合にも前項と同様とします。

7. 解約等

(1) カードローン契約を解約する場合には、直ちにローンカードを当店に返却してください。

(2) ローンカードの改ざん、不正使用など当金庫がローンカードの利用を不当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当金庫からの請求がありしだい、直ちにローンカードを当店に返却してください。

8. 譲渡、質入等の禁止

ローンカードは譲渡、質入れ、または貸与をすることができません。

9. カード発行手数料

ローンカードの発行、再発行にあつては、当金庫の定める発行手数料をお支払いいただきます。

10. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、当座貸越契約書（せきしん事業者カードローン）によります。 以上